

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

26 年 5 月 28 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

1 大規模小売店舗の名称および所在地 ニトリ近江八幡店 近江八幡市馬淵町 1680-1 他 1 筆

2 意見の概要 近江八幡市からの意見

地区計画区域内であるので、垣または柵の届出が必要となる。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1-1

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1-1

近江八幡市都市産業部産業振興課 近江八幡市桜宮町 236 番地

竜王町産業振興課 蒲生郡竜王町小口 3

(2) 縦覧期間 平成 26 年 5 月 28 日から平成 26 年 6 月 30 日まで